平成２３年（フ）第２３６号
神奈川県逗子市桜山２丁目８番21号　ミントハウス102
債務者　池原　治則（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３７号
神奈川県逗子市桜山２丁目８番21号　ミントハウス102
債務者　池原久美子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３８号
神奈川県逗子市桜山２丁目８番21号　ミントハウス102
債務者　池原與三郎
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４９７号
岐阜市又丸663番地　トラッド西垣Ｂ103号室、住民票上の住所岐阜市田神１番２号　ひさよし荘２号室
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５７号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘３棟911号
債務者　村上　秀輝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２号
島根県雲南市木次町新市481番地
債務者　坂川　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
山口県周南市大字徳山5811番地の６市営住宅２―50号
債務者　田村　典子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５８９号
栃木県宇都宮市台新田１丁目８番10号
債務者　菊地　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１１号
栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘16番地23
債務者　高松　　彩
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２６号
栃木県宇都宮市野沢町441番地23
債務者　三嶋惠和子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３２号
栃木県日光市今市1562番地１、前住所栃木県日光市荊沢540番地364
債務者　髙野　雄介
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３３号
栃木県日光市今市1562番地１、住民票上の住所栃木県日光市森友1222番地11
債務者　福嶋　里美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３５号
栃木県日光市森友1562番地11　コーポ森友Ⅱ203号室
債務者　湯澤　武一（旧姓上吉原）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４０号
栃木県宇都宮市台新田１丁目１番13号
債務者　小田島　喬
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４２号
栃木県宇都宮市五代２丁目３番３号　アリス雀宮第一Ｂ棟103号、前住所栃木県宇都宮市西川田３丁目３番３号　ルベーユ壱番館202号室
債務者　荒川真由美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係